

アーケード内吊下げ看板の概要

- 受付窓口 高知市中心街再開発協議会（協同組合帯屋町筋内）
[TEL:824-8830](tel:824-8830) FAX:873-6641
- 取付場所 大橋通り商店街・・・・・・・・3か所
帯屋町2丁目商店街・・・・・・・・3か所
帯屋町1丁目商店街・・・・・・・・5カ所
壱番街商店街・・・・・・・・2カ所
京町商店街・・・・・・・・2カ所
新京橋商店街・・・・・・・・2カ所
はりまや橋商店街・・・・・・・・2カ所
- 基本サイズ 横4m × 縦2.5m
- 掲出料 1か月/120,000円（消費税別途）
- 取付業者 指定なし（高知市屋外広告業登録業者に限る）
安全性のため、アーケード内吊下げ看板の経験業者を希望する。
- 許可申請 基本的に掲出料が発生する広告物については、高知市中心街再開発協議会が申請手続きを行い、それに係る諸費用については発注者負担とする。
- ① 広告物等許可申請（高知市都市計画課）
申請費用：看板1枚につき、高知市証紙代600円
審査日：毎月15日、月末の2回（審査日の3日前迄に申請）
 - ② 道路占用許可申請（高知市道路管理課）
占用料：表示面積（裏表）1㎡あたり、年間4,400円（月割り）
提出日：掲出日の10日前まで
 - ③ 道路使用許可申請（高知警察署交通課）
申請費用：証紙代2,200円
提出日：掲出日の10日前まで

アーケード内広告看板の掲出について

- 対象地域 大橋通り商店街 帯屋町2丁目商店街 帯屋町1丁目商店街
壱番街商店街 京町新京橋商店街 はりまや橋商店街
- 受付窓口 (株)高知市中心街再開発協議会
高知市帯屋町2丁目1番33号 [TEL:824 - 8830](tel:824-8830) FAX:873 - 6641
- 許可申請 掲出にあたり、下記の許可申請並びに申請費用が必要となります。
 - ①道路使用許可（占用料：1㎡あたり年4,400円）
 - ②道路占用許可（証紙代2,200円）
 - ③屋外広告物設置許可（広告物審査手数料600円）
審査日は毎月15日と30日で、それぞれ3日前迄に申請のこと。
- 掲出基準
 - ①広告物は、最下部から路面との距離が4.7m以上であること。
 - ②広告物の大きさは、1枚あたり10㎡以内とする。
 - ③広告物の材質、形状及び設置については、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ねない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。
 - ④広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効力を妨げるようなものであってはならない。
 - ⑤広告物は、反射材質でないこと。また、蛍光塗料は使用しないこと。
- 受付基準 次の業種については、高知市広告掲載基準により受付ができません。
 - ①ギャンブル（公営競技を除く）に関する業種
 - ②消費者金融、事業者金融、不動産担保ローン等
 - ③インターネット異性紹介事業
 - ④たばこに関する業種
 - ⑤風俗営業許可を必要とする業種
 - ⑥その他、高知市広告掲載基準に該当する業種及び事業者

中心商店街アーケード内の吊看板について

概要

- 申込先 (株)中心街再開発協議会
- 看板の大きさ 横4m, 縦2.5m 以内
- 看板の素材 遮光ターポリン, 布等

掲示場所

大橋通り商店街
 帯屋町2丁目商店街
 帯屋町1丁目商店街
 壱番街商店街
 京町・新京橋商店街
 はりまや橋商店街

のアーケード施設



価格

- 広告料 120,000円/月

- 申請手数料

道路占用料	約7,500円/月
屋外広告物許可手数料	600円
警察への申請手数料	2,200円

○エリア内であれば、どこに掲示しても均一価格
 ○年間を通じて、いつでも均一価格

必要な許可申請(高知市, 高知県警)については,
 (株)中心街再開発協議会で行う。

☆申込先 (株)中心街再開発協議会
 電話: 824-8830

吊看板の事例

フラフによる商店街の演出事業

春



夏



事業者による広告看板

